

## 法科大学院認証評価（追評価）結果について

本研究科は、財団法人大学基準協会による平成 23 年度認証評価（追評価）において、同協会の定める法科大学院基準の一部に適合していないとの判定を受けました。

判定の基礎となる事実として指摘をされたのは、展開・先端科目群の中に法律基本科目の実質を有するものがあるので、結果としてカリキュラム構造が法律基本科目に傾斜したものとなっており、同時に法学既修者が認定科目を二重に履修可能となっているというものです。

今回、指摘された事項は、本研究科として法科大学院制度の趣旨を踏まえ、学修効果を上げるべく設置した科目についてであります。これを真摯に受け止め、指摘に係る展開・先端科目を廃止するため、既に大学の機関決定として学則改正を行い、現時点において、指摘された事項に関する改善はすべて対処しております。

一方、本研究科は、平成 20 年度認証評価結果に対する改善については一定の評価を得ており、そのことは今回の認証評価結果でも「貴法科大学院が、2008（平成 20）年度の認証評価以降、検討と試行錯誤を繰り返し、改善に向けた取組みを続けてきた姿勢は評価できる」とされております。また、2008（平成 20）年度の認証評価で指摘された授業評価の明示と、成績評価、単位認定および課程修了認定の基準および方法の明示の 2 点については、「概ね適切に改善されたものと判断した」と評価されております。

今後も本研究科は教職員一丸となって、より多くの高い人権意識と専門能力を有する法曹人を養成するため、さらなる努力をいたす決意です。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この度の認証評価の結果は、本研究科の学生、修了生の司法試験受験資格に影響することは一切ないことを申し添えます。

平成 24 年 3 月 21 日

日本大学大学院法務研究科長 大塚 吉兵衛